Ⅱ. 信頼される企業をめざして

リスク管理体制

組織・体制面を充実させ

内部管理態勢の強化に努めています。

基本的な考え方とリスク管理体制

お客さまの信頼にお応えするために

当社は、お客さまから信頼される生命保険会社である ためには、経営の健全性を確保し、長期にわたる保険契 約上の責務を確実に遂行していくことが重要であると認 識しています。ビジネス環境の変化のスピードが増すな かで、保険事業を取り巻くさまざまなリスクを的確に把 握、適切に管理することは、収益力の向上を図り、経営 の健全性を確保するうえでますます重要になっています。

このような観点から、当社はリスク管理を最も重要な 経営管理手法の一つと位置付け、取締役会、常務会およ び各種リスク管理関連委員会等において、重要なリスク 管理の方針、規程等を定めるとともに、定期的にリスク の状況を監視し、リスクの適切なコントロールに取り組 んでいます。

当社のリスク管理体制

当社では、リスク類別に「業務執行部署」、「リスク管 理主管部署」(以下、「業務執行部署等」) および「リスク 管理統括部署 | を定め、所管業務について業務執行部署 等がリスク管理態勢を整備のうえ適切に管理し、リスク 管理統括部署がその状況を把握・分析し、業務執行部署 等に対し改善策の提示・専門的助言を行なうとともに、 「全体リスク管理部署」が全社的なリスク管理状況を把 握・管理し、リスク管理統括部署に専門的助言を行なう などしてリスク管理態勢を整備・推進する体制としてい ます。

この体制は、リスク管理委員会およびその傘下にリス ク類別に分科委員会を設置し、組織横断的に推進されて いますが、リスク管理委員会および分科委員会では、リ スク管理に関する諸施策の審議、各種モニタリングなど を行なっています。

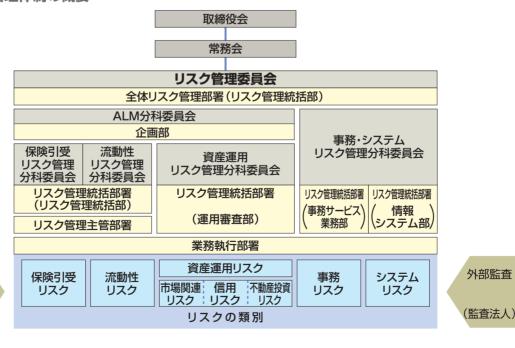
また、検査部による検査、監査役や会計監査人(監査 法人) による監査などにより、リスク管理機能、体制の 適切性、有効性等を検証し、リスク管理のいっそうの実 効性確保に努めています。

■リスク管理体制の概要

内部監查

'監査役

\検査部



各種リスク、ALMへの取り組み

ALMの推進

●基本方針

ALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)とは、資産と負債の総合管理のことです。 生命保険会社の一般勘定の運用においては、保 険契約に基づく負債の必要利息や保険金・給付 金等のキャッシュフローを確保していくことが 最優先されます。この負債特性を明らかにして、 資産運用方針につなげていくこと、一方で資産 運用の状況を商品設計・販売戦略等に反映させ ていくことがALMの基本的な役割です。

当社では、従来の自己資本を積み上げる自己 資本政策を拡張し、統合リスク管理、ALMを 包含する総合資本管理政策の枠組みのなかで ALMに取り組んでいます。具体的には、リス クを横断的に計量化し、自己資本等と対比して コントロールする統合リスク管理を推進すると ともに、中長期的な視点から、円金利資産によ る安定収益力を重視しつつ、サープラス・マネ ジメント型ALMへの移行を推進しています。

サープラス・マネジメント型ALMは、金融市場と整合的に評価した資産・負債の差額であるサープラスを新たな資本概念として捉え、そのサープラスの変動リスクをコントロールしようというものです。サープラス・マネジメントの観点からは、資産と負債のデュレーションギャップの縮小(資産デュレーション長期化)が優先されますが、一方で現行会計のさまざまな健全性尺度との調和をとるために、自己資本政策と価格変動リスク等のリスクコントロールを連携させていきます。

●推進体制

ALM分科委員会を設置し、ALMおよび統合リスク管理に関する方針等の立案・推進を行なっています。ALM分科委員会は、資産運用リスク管理分科委員会、保険引受リスク管理分科委員会と連携し、幅広い分野でALMに関連するリスク管理を浸透させています。

保険引受リスク

●リスクの定義

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設 定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいい ます。

●リスク管理の体制

保険引受リスク管理分科委員会を設置し、新商品開発時に保険引受リスクの観点から検証を実施するほか、保険引受リスクの状況について定期的にモニタリングを実施するなど、リスク管理体制の整備を推進しています。

●リスク管理の概要

当社では、保険事故に関する基礎率等の設定にあたっては、統計等に基づき適切な水準を設定するとともに、既契約の保険事故統計や損益状況等を注視しつつ、リスクに対する諸準備金を十分に積み立てています。

また、ALM分科委員会との連携のもとに、予定利率の設定にあたっては、今後の運用環境のシミュレーション等も踏まえて適切な水準にあるかを確認するとともに、既契約の逆ざや問題については、現状把握のみならず将来的に顕在化するリスクも計量化して自己資本等との対比による健全性の確認を実施しています。

ご契約の引き受けにあたっては、ご加入者間の公平性を確保する 観点から、営業職員等販売担当者に対して適正な取り扱いを指導・ 徹底するとともに、ご加入金額に適切な限度額を設定するなど、十 分な規程整備・運用を行なっています。

流動性リスク

●リスクの定義

流動性リスクとは、資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価格で資産の売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

●リスク管理の体制

流動性リスク管理分科委員会を設置し、流動性リスクの状況について随時検証を実施するなど、リスク管理体制の整備を推進しています。

●リスク管理の概要

当社では、流動性リスクの状況に応じて平常時・懸念時・危機時・ 巨大災害時に区分し、それぞれの状況下での管理方法についてあらかじめ定め、迅速かつ適切な対応を行なえるよう管理体制を整備しています。また、低流動性資産残高を総資産の一定割合に収め、流動性の確保に努めるとともに、企業年金などの大口資金移動の事前把握等により、手元流動性水準を的確にコントロールしています。

デュレーション

金利変動に対する資産・負債の価値の感応度を表わす指標です。 資産と負債のデュレーションの差(デュレーション・ギャップ)を 小さくすれば、サープラスの変動リスクが小さくなります。

保険事故

保険会社の保険金等の支払義務を発生させるものとして約款や 特約条項で定める事故のことで、被保険者の生死もしくは高度障 害状態や疾病・不慮の事故により医師の治療を受けた場合などが 該当します。

予定利率

用語

保険会社が保険料を計算するにあたり、あらかじめ一定の資産運用収益について安全を見込んで設定した利率を予定利率といいます。

用語

資産運用リスク管理の推進

●基本方針

当社では、資産運用に際し、自己責任原則に則り、資産運用 リスクの管理に努め、運用収益の安定的確保に向けて、特定の 企業・業種等に偏ることなく運用資産の分散を図り、業務の健全 かつ適切な運営を行なうことを基本理念としています。

また、リスク管理が資産の運用上、極めて重要であるとの認識から、リスク管理体制の強化・高度化を図りつつ、資産運用におけるリスクを適切な水準にコントロールすることによって、中長期的・継続的に適正な収益の獲得が可能になるように努めています。

●推進体制

業務執行部署において日常のリスク管理を行なうとともに、 運用審査部が資産運用に係る規程等の遵守状況の確認、リスク 状況の把握・計測・分析・監視、経営層への報告等を行なうこと で、牽制機能を確保しています。なお、当社ではバリュー・アッ ト・リスク (VaR) 手法を用いて、資産運用に係る各リスクの最 大予想損失額を、許容範囲内にコントロールしています。

また、資産運用リスク管理分科委員会を設置し、資産運用におけるリスクについて審議・報告を行なうほか、重要なものは取締役会等に報告し、経営諸活動の意思決定に資する体制となっています。

市場関連リスク

●リスクの定義

市場関連リスクとは、金利・株価・為替レート等が変動することにより運用資産の価値が下落して損失を被るリスク、あるいは市場の混乱等を起因として不利な価格での取り引きを余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

●リスク管理の体制・概要

当社では、過度なリスクを負わないよう、市場関連リスクを 十分勘案・コントロールしたうえで投資を行なっています。

有価証券やデリバティブ(金融派生商品)については、残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しています。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、運用審査部が監視し、資産運用リスク管理分科委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告しています。

なお、当社では、デリバティブ取引を運用資産の市場関連リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則としてヘッジ目的に利用を限定しています。

信用リスク

●リスクの定義

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化 等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失 を被るリスクをいいます。

●リスク管理の体制・概要

信用リスクの管理にあたっては、以下を基本的 な考え方としています。

- ア. 個別取引でとに、リスクを慎重に見極め、 安全性・健全性が高いと判断される対象に 限定して運用を行ない、リスクに見合った 適正な収益確保をめざすこと
- イ. ポートフォリオ全体の安全性・健全性に 鑑み、リスクが特定企業・グループ等に 集中することのないよう運用先の分散を 図ること

アに関して、信用リスク判断がとくに重要な企業向け貸付は、運用審査部において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、高額の貸付や重要度の高い案件については、資産運用会議(常務会)等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっています。また、有価証券は、証券運用部等において、投資先の信用リスクを継続的に監視し、信用リスクが高まっていると判断される場合には、継続保有の是非を検討する体制となっています。

イに関して、運用審査部が特定取引先への与信 集中を排除するために、信用度に応じた与信限度 枠を、取引先または取引先グループごとに設定し、 管理を行なっています。

バリュー・アット・リスク (VaR)

一定の期間内に、一定の確率で、対象となるポートフォリオに生 じ得る最大損失額です。統計的な分析により、各資産のリスクを金 額として統一的かつ明確に把握できる利点があります。

社内信用格付

企業財務データを統計的な手法に基づいて測定した定量分析に与 信先の自己査定結果を反映し、企業の信用リスクを区分した当社独 自の格付です。

デリバティブ

為替や金利、株式、債券などの金融商品から派生した先物取引、オプション取引、スワップ取引などがその代表です。デリバティブにはリスクヘッジ、投機、裁定の3つの利用法があります。

ポートフォリオ

資産運用は、各種の運用資産や銘柄に分散投資することで、より 安定的な投資成果が期待できます。このようにして投資された資産 の組み合わせ(構成内容)をポートフォリオといいます。

不動産投資リスク

●リスクの定義

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、損失を被るリスクをいいます。

●リスク管理の体制・概要

一般的に、不動産投資は1件あたりの投資金額が大きく、流動性が低い等の特性があります。当社では、慎重にリスクを見極め、中長期的な視点から安全性が高いと判断される不動産への投資を行なっています。

なお、投資にあたっては、不動産部が案件でとに投資 基準への適合性の検証やリスク分析を行なうとともに、 運用審査部が不動産投資時の事業計画の妥当性や社内規 程等への準拠性等に関し、第二次審査を行なっています。 また、入居率、賃料の状況等の不動産投資リスクの状況 を把握し、資産運用リスク管理分科委員会において定期 的に審議・報告しています。

事務リスク

●リスクの定義

事務リスクとは、役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

●リスク管理の体制

総合的な事務リスク対策を検討・実施する事務・システムリスク管理分科委員会を設置し、事務リスク発生防止に取り組んでいます。万一、リスク事象の発生が懸念されたときには、お客さまを第一とした的確な処理・対応が迅速に行なわれる体制を確立しています。

●リスク管理の概要

当社では、各業務執行部署ごとの事務マニュアル (手順書)を作成・活用するとともに、リスクが発生する要因・背景を十分に把握し、事務ミスの発生ゼロをめざして、事務の改善、事務水準の向上に努めています。

システムリスク

●リスクの定義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン または誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリ スクおよびコンピュータが不正に利用されることにより 損失を被るリスクをいいます。

リスク管理の体制

事務・システムリスク管理分科委員会を設置し、システムリスク発生防止に向けた実施事項の審議・報告を定期的に行なっています。

●リスク管理の概要

当社では、財団法人金融情報システムセンター策定の「金融機関等のシステム監査指針」、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」等に基づき、システムリスク発生の防止に努め、各種の対策を実施しています。

コンピュータセンターは、地盤が強固で広域災害による被害を受けにくい地域に設置し、自家発電装置等の各種災害対策設備と、IDカードによる入退室管理や防犯カメラによる不正侵入・不正使用防止等のセキュリティ機能を備え、専門の要員による安定したシステム運用を行なっています。さらに、バックアップシステムの設置、主要通信回線の二重化、および重要なプログラム・データの二重保管等により災障害対策を強化しています。インターネットの安全対策としては、ワクチンソフト・監視ツールの導入、データの暗号化、不正侵入の防止等を実施しています。

大規模災害などの不測事態への対応について

当社では、「防災・防犯対策委員会」を設置し、大地震はじめ大規模災害や反社会的勢力の介入など、国内外の不測事態に対して、さまざまな対応策を講じています。仮に不測事態が発生した場合においても、被害を最小限にとどめ、お客さまへのサービス、事務手続き等に支障を生じさせないよう、初動対応、復旧・業務維持手順等を、「防災規程」、「災害対策マニュアル」、「防犯規程」、「防犯マニュアル」等に定め、災害等不測事態発生時の体制ならびに日常の防災・防犯体制を整えています。

個人情報の保護・管理の強化

お客さまの情報を長期間にわたりお預かりする生命保 険会社は、従来からお客さまのプライバシー保護に取り 組んでまいりました。

当社は、「お客さま第一主義の実現」に向け、お客さま

の情報を適切に取り扱うことが大切な社会的責務である と認識し、個人情報の保護に関する法律および関連する 法令、社団法人生命保険協会の定める指針等に基づき、 以下の取り組みを積極的に推進しています。

- ●当社の個人情報保護に関する基本的な考え方、方針を定めた「個人情報保護宣言」、「個人情報保護方針」を制定し、当社ホームページ等でこれを開示しています。
- ●個人情報の保護・管理に関する規程等を定めるとともに、お客さま情報の保護・管理強化に向け、情報管理を専門に担当する部署および「情報保護推進委員会」を設置し、全社横断的な取り組みを推進しています。
- ●外部へ業務を委託する場合も含め、お客さま情報の保護・管理の強化、漏洩防止に向け、情報の取得から廃棄までの各管理段階において諸対策を講じるなど、情報管理態勢の整備に努め、お客さまからお預かりしている大切な情報の取り扱いには細心の注意を払っています。
- ●お客さま情報を取り扱う職員等に対し、お客さま情報の保護・管理の重要性を認識させ保護意識を高めるため、社内教育・研修の充実などにより遵守事項の周知徹底を図っています。

個人情報保護宣言

- 私たち明治安田生命は、「お客さまから最も信頼される生命保険会社」をめざすため、個人情報の取り扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。
- 私たち明治安田生命は、「お客さまの情報を長期間にわたりお預かりする」という事業特性をふまえ、個人情報の取り扱いに関し、その情報の重要性を認識し、継続的な個人情報の管理態勢の整備に努めます。
- 私たち明治安田生命は、個人情報の取り扱いに関する法律など関係法令等ならびに「個人情報保護方針」等を遵守いたします。

個人情報保護方針

1. 個人情報の定義	私たち明治安田生命では、個人情報を以下のように定義しています。 個人情報とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人 を特定できるものをいいます。
2. 個人情報の種類	保険契約の締結等に必要な情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等をご提供いただいております。また、明治安田生命が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提出をお願いする場合があります。
3. 個人情報の取得方法	主に申込書・契約書・アンケートにより、お客さまに関する情報を取得いたします。また、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報をいただく場合があります。お客さまの情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律・保険業法・その他法令等に照らし、適正な方法で行なうこととします。
4. 個人情報の利用目的	お客さまに関する情報は、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。 ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ・その他保険に関連・付随する業務
5. 個人情報の提供	お客さまに関する情報は、以下の場合において、必要な範囲で外部に提供することがあります。 ・あらかじめお客さまの同意がある場合 ・法令により必要とされる場合 ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合 ・公共の利益のために必要とされる場合 ・適切な安全管理をしたうえで業務委託を行なう場合 ・特定の者と共同で利用する場合
6. 情報の開示・訂正等	お客さまからご自身に関する情報の開示・訂正・削除・利用停止の依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。
7. 情報の管理	お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、お客さま情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるように努めております。さらに、従業者、明治安田生命グループ各社の従業者および委託先に対して必要かつ適切な監督を行なっております。 また、当社ではお客さまに関する情報の保護・管理強化に向け、情報管理を専門に担当する部署および「情報保護推進委員会」を設置し、全社横断的な取り組みを推進しております。

相互会社運営

ご契約者のみなさまのご意見が

経営に反映されるよう努めています。

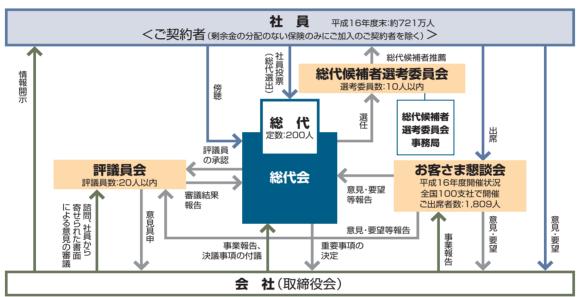
相互会社制度運営の仕組み

保険会社の組織形態には「株式会社」と「相互会社」が あり、当社は保険業法に基づいて設立が認められた「相 互会社 | の形態をとっています。

相互会社とは、ご契約者(剰余金の分配のない保険の みにご加入のご契約者を除く)を「社員」とする社団法人 です。ここでいう「社員」とは、社団法人たる会社の構成 員のことをいい、株式会社の場合は「株主」がこれに相当 します。

当社は「相互会社 | 形態で運営されている 「みなさまの 会社 | です。社員総会に代わる 「総代会 | を中心に 「総代 候補者選考委員会 |、「評議員会 |、「お客さま懇談会 | の 各機関が有機的に連携し「相互会社制度運営」の充実を図 ることで、ご契約者お一人おひとりのご意見・ご要望が より経営に反映されるよう努めています。

なお、平成16年度末の社員数は約721万人となって います。



総代会

「社員」お一人おひとりが会社の運営に直接で参加いた だくためには、「社員総会」を開催しなければなりません。 しかし、約721万人というたいへん多くの社員のみなさ まが一堂に会する「社員総会」を開催することは、現実的 には困難です。

そこで、保険業法の定めるところにより、社員の代表 として選出された「総代」で構成される「総代会」を設置 し、決算書類の報告、また剰余金処分や役員の選任など、 経営に関する重要な事項の決議を行なっています。

第58回定時総代会の開催

平成17年7月5日に開催された第58回定時総代会において、次の事項の報告および決議が行なわれました。

● 報告事項

- 1. 平成16年度事業報告書、貸借対照表および損益計算書 報告の件
- 2. 相互会社制度運営についての報告の件

●決議事項

第5号議案

平成16年度剰余金処分案承認の件

第1号議案 第2号議案 定款一部変更の件

総代候補者選考委員選任の件 第3号議案

第4号議案 評議員承認の件

取締役18人選仟の件 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

●総代会傍聴制度

社員のみなさまに当社経営に対するご理解を深めてい ただくために、「総代会傍聴制度」を設けています。傍聴 を希望し、所定の期間内に書面でお申し込みいただいた 一定の要件*を満たす社員は、原則として会場内または 別室のモニター・テレビで傍聴いただくことができます。 傍聴申込方法等は、開催日前の一定期間、本社・

総代会議事録の閲覧

総代会の議事録は、本社(丸の内)、法人部(総合法人 部、公法人部、広域組織法人部、金融法人部、事業法人 部)、支社(全国98支社)に備え置いてあり、社員のみな

支社・営業所等の店頭にポスターを掲示するとともに、 当社ホームページでもご案内しています。

傍聴を希望される社員のみなさまは、お近くの支社・ 営業所にお問い合わせください。

※一定の要件とは、総代会が開催される年の3月末現在、年齢が満20歳以 上で、当社保険契約が6ヵ月以上有効に継続し、かつ総代会当日におい て引き続き有効であることです。

さまは閲覧いただくことができます。また、当社ホーム ページにも議事内容および質疑応答の要旨を掲載してい ます。

総代

社員の代表である総代の定数は、生命保険業界最大の 200人を設定しています(平成17年7月5日現在)。社員 の総意を反映した審議を確保するという観点から、この 200人という定数は適正な水準であると考えています。

なお、総代定数200人は、①地域別選出による定数 120人(社員数に比例して全都道府県から1人以上を 選出)、②地域別選出によらない定数80人、に配分し、 幅広い層から選ばれた総代構成となるようにしていま

また、総代の任期は4年(通算在任限度は原則として 8年)で、2年ごとに定数の半数について改選を行ないま

総代選出について

●総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員で構成される総代候補者選考委員 会は、社員の代表たる総代が公正に選出されることを目 的として総代候補者選考基準を定め、当該基準に基づい て総代候補者を選定します。

また、総代候補者選考委員会は、平成16年7月22日、 選考委員会の任務を補佐する選考委員会事務局の事務局 長を社外人材に委嘱しました。当社は、総代候補者選考 過程における会社からの独立性が確保されるよう努めて います。

なお、自薦による総代候補者の受付は行なっていませ h.

総代候補者選考基準

総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうるよう、地域、年齢、性別、 職業、保険加入期間等の要素(以下、属性という。)を考慮し、非改選の総代を含め全体 として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考するとともに、属性の みならず、職歴、社会公共活動の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等 を考慮して、次のいずれかの視点または複数の視点から、当会社の経営に対する具体 的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、広 く各視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

- ●総代候補者の資格要件
 - 当社の社員(ご契約者)であること
 - ●生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること
 - ●総代会に出席可能であること
 - 他社の総代に就任していないこと

●総代選出の方法について

総代の選出は、「社員投票」(社員一人ひとりの投票) により行ないます。社員投票では、総代候補者選考委員 会が推薦した個々の候補者について、不同意の者がある 社員がその旨の投票を行ないます。個々の候補者につい

• 消費者、生活者としての視点 • 経営者としての視点

- 地域経済的視点
- 国際的視点
- 社会貢献的視点
- 金融の専門家としての視占
- 法律の専門家としての視点
- 保険学の専門家としての視点
- 言論界従事者としての視点
- その他の専門家としての視点

て、不同意とする投票数が有権者数(社員投票実施年7 月末日現在の社員数)の10分の1に満たない場合、総代 として確定します。

当社は、総代が社員の総意を代表し、総代の構成が広く各層を代表するものとなるよう選出するためには、以上の 選出方法が適切であると考えています。

●総代候補者選考委員

総代候補者選考委員は、総代候補者選考委 員会が定めた総代候補者選考委員選考基準に 基づき社員のなかから選考され、総代選出期 日の直前の総代会の決議により選任されます。

任期は就任後2回目の定時総代会終結の時に 終了し、在任期間は原則として通算8年を限度 とします。

総代候補者選考委員選考基準

- 当社の社員(ご契約者)であること
- 生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代 候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること
- 公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること
- 総代候補者選考委員会に出席可能であること
- 当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

評議員会

会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご 要望等のうち、経営に関する重要事項を審議する機関として「評議員会」 を設置しています。評議員会は年3回開催し、審議事項を総代会にお いて報告しています。

評議員数は、20人以内で、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出されます。任期は、就任後2回目の定時総代会終結の時に終了し、在任期間は、原則として通算12年を限度とします。

また、評議員会では、「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等のうち、経営に関する重要な事項について報告しています。



平成16年度の評議員会開催状況および付議事項は以下のとおりです。

開催年月	付議事項
平成16年6月	・平成15年度決算の概要について・事務ガイドライン改正等にかかる対応について・第57回定時総代会決議事項について・平成15年度開催のお客さま懇談会で出されたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項について
平成16年11月	・平成 16年度上半期報告について ・顧客情報保護のための諸対策について
平成17年2月	・平成 16年度決算見込の概要について ・平成 17年度経営計画の基本方針について ・サープラス・マネジメントについて

お客さま懇談会

当社では、業界に先がけて昭和48年から「お客さま懇談会」を毎年全国で開催しています。平成16年度は全国100支社すべてで開催し、合計1,809人のご契約者にご出席いただきました。

お客さま懇談会は、ご契約者に当社の事業活動を報告 し、ご理解を深めていただくとともに、ご意見・ご要望 等を直接うかがうことを目的としています。

お客さま懇談会において寄せられたご意見・ご要望等は、直近の評議員会や総代会に報告しています。また、総代も出席してご契約者のご意見・ご要望等を直接うかがったり、ご出席いただいた方のなかからも総代が選出されるなど、お客さま懇談会の開催を通じてご契約者の声が経営に反映されるよう努めています。

今後は、さらに幅広い層のご契約者にご出席いただき、ご意見・ご要望等をいただけるよう開催方法を多様化し、意見交換の充実を図っていきます。

平成17年度の開催時期は平成17年12月~18年3月

を予定しています。お申し込み方法等は、開催日前の一 定期間、支社・営業所等の店頭にポスターを掲示すると ともに、当社ホームページでもご案内しています。

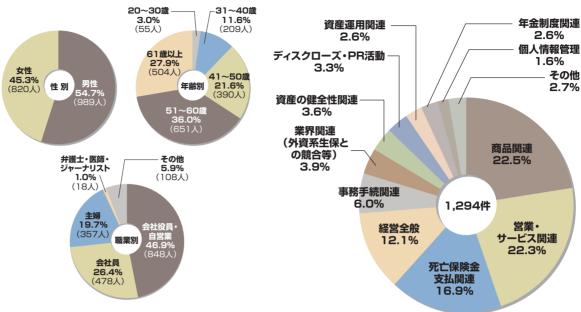
出席を希望されるご契約者のみなさまは、お近くの支 社・営業所にお問い合わせください。



サープラス・マネジメント

■ご出席者(1,809人)の内訳

■ご意見・ご要望等(1,294件)の内訳



お客さま懇談会で寄せられたご意見をもとに実現した取り組みの例

で 意 見 保険料を抑えて、シンプルでわかりやすい医療充実型の商品を開発してほしい

実施内容 「医療保険 MYどっく」を発売しました(平成17年4月)

ご自身のために基本的な医療保障をご準備したい、将来に備え医療保障をさらに充実させたいというご要望が強い40歳以上のお客さま向けに、お求めやすい保険料で充実の医療保障をご準備できるよう「医療保険 MYどっく」を発売しました。

この商品は、お客さまの多様なニーズに的確にお応えするため、入院・手術といった基本的な医療保障のみの「基本プラン」、入院初期にかかる費用や短期間の入院を手厚く保障した「7日入院重点プラン」、がんによる入院・手術・退院の保障を上乗せした「がん入院重点プラン」と、シンプルでわかりやすい3つのプランをご準備しました。

で 意 見 保険金・給付金の請求手続きの簡素化・スピード化を図ってほしい

実施内容 ご契約に関する諸手続きの簡素化を図りました(平成16年8月)

ご契約内容の変更や各種ご請求手続きについて一部の書類をご提出いただかなくても可能とし、お客さまのご負担を軽減しました。例えば、お支払額が100万円以下のご契約者貸付について、ご契約者(成人)がご請求の場合には、保険証券のご提出を不要とする取り扱いを実施しております。引き続き、お手続き書類を簡略化するなど、お客さまのご負担の軽減とスピード化に向け取り組んでまいります。

で 意 見 生命保険会社として『健康と病気予防』をテーマにした役立つサービス情報を提供してほ しい

実施内容 本格的な「疾病予防サービス」の開発・事業化に着手しました(平成16年10月)

新規事業として、生活習慣病の予防を目的とした「疾病予防サービス」を産学提携により開発し、平成17年4月に「ヘルスケアトータルサポート株式会社」を設立。平成16年秋より試験的な運用を継続し、平成18年度からの本格事業展開をめざしています。

平成16年度の「お客さま懇談会」における主なご意見・ご要望等

お客さま懇談会で寄せられたご意見・ご要望等は、本社にて集約のうえ評議員会・総代会に報告し、経営に反映されるよう努めています。また、冊子「『お客さま懇談会』で寄せられたご意見・ご要望等」を作成し、ご出席いただいたご契約者にお届けしています。あわせて、当社ホームページにも掲載しています。

主なご意見・ご要望等と当社の対応状況

Q mapサービス、カード作成についてPR不足だと思う。

Mapサービスは当社のカードを作成いただいたご契約者さまにご利用いただけるポイント制サービスですが、カードを保有されているお客さまが、ご契約者全体の3分の1程度ですので、mapサービスのご利用についても積極的なPRに努めてまいります。具体的には平成17年度より「ライフアカウント L.A.」ご加入のお客さまへの

年次報告書「ハッピーレポート」にmapサービスの情報をより詳細に記載する等、PRを強化しております。

また、営業職員がお客さまを訪問する際にも、 mapサービス (カード未保有の場合には明治安 田生命カード) のPRに努めてまいります。

〈mapサービスについて、詳しくはP46をご覧ください〉

- **Q** 約款の改訂をするとのことだが、約款はなかなか読めない。約款の字を大きくしてほしいがそうもできないだろうから、これだけは契約者に知っておいてほしいというポイントだけでも冊子化して、募集のときに説明をしてくれたらと思います。
- 「ご契約のしおり 定款・約款」冊子には、当社 の組織や事業運営の基本となる規則などを定めた「定款」、ご契約内容を記載した「約款」に加え、ご契約についてぜひ知っていただきたい事項を わかりやすくまとめた「ご契約のしおり」が掲載されています。

「ご契約のしおり」については、字の大きさを見やすく工夫している他、色刷り、イラストの挿入、見出しの工夫および保険用語の解説欄を設けるなど、お客さまにとってさらにわかりやすい内容となるよう努めてまいりました。

また、お申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことがらのうち、特にご確認いただきたい事項を「特に重要なお知らせ」に記載、お申し込みの際には必ずご確認いただくよう、対応を行なっております。

なお、平成17年4月には、詐欺無効の適用を含め、「正しい告知をいただく」ための説明を充実するよう、両帳票ともに内容の改訂を行ないました。今後も、お客さまにとってわかりやすいものとなるよう、検討・改善を重ねてまいります。

- Q 平成24年3月の適格年金制度の廃止に伴い現行の適格年金をどうしたらいいのか頭が痛い。どういう方法があるのか。
- 現行の法制下において、適格年金の積立財産を 移管することが可能な制度として、厚生年金基金 制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、 中小企業退職金共済制度があげられます。

お客さまがお考えになられている現行制度の方向性や規模等により移行先制度は異なってまいり

ますので、個別にご提案させていただきます。

これまでの豊富な受託実績により培ってきた退職給付制度・資産運用に関するコンサルティング、制度運営サービス等において、高品質かつタイムリーなサービスのご提供を行なっておりますので、当社営業担当者あてお申し付けください。

●ご意見・お問い合わせ窓口

相互会社の仕組みと運営に関するご意見・お問い合わせは、下記までお寄せください。 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命保険相互会社 企画部 相互会社総務室

社会貢献活動

健全な社会と健康な生活のために

確かな貢献を実施し続けています。

社会福祉

明治安田生命 社会貢献プログラム 「エイブルアート・オンステージ」の実施

当社は新会社のスタートを記念し、平成16年より新たな社会貢献事業として「エイブルアート・オンステージ」を実施しています。

「エイブルアート・オンステージ」は、障害のある人たちに演劇、ダンス、音楽などの舞台芸術の分野で、自己を表現する機会を提供するとともに、新しい舞台表現の可能性を発見しようという事業です。平成16年度は、公募で選ばれた全国7都市8グループが「エイブルアート・オンステージ」に参加、各地で舞台表現のための「ワークショップ」や「舞台公演」を開催しました。



また、平成17年8月には、東京でコラボ・シアター・フェスティバル「エイブルアート・オンステージ2005」の開催を予定しており、フェスティバルでは国内のグループとともに海外からも劇団カンパニーを招いて、「舞台公演」のほか「シンポジウム」や「ワークショップ」を行ないます。

「ふれあいコンサート」の開催

昭和59年から、障害のある子どもたちに「生の音楽」を届けることを目的とした、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげきさんによる「ふれあいコンサート」を開催しています。このコンサートは従業員の募金で運営しており、これまでに全国の養護学校等85校を訪問しています。

21年目を迎えた平成16年度は、千葉県(松戸市、印旛郡)、神奈川県(相模原市、津久井郡)、福島県(石川郡)の5つの養護学校でコンサートを開催しました。当日は、鳥塚しげきさんの歌に合わせて子どもたちが一緒に歌ったり、手作りの楽器を演奏したりと、どの会場でも参加者全員が一体となってコンサートを楽しみました。



「愛の声かけ・配食運動」の推進

従業員がボランティアとして、配食サービス団体の活動に参加する「愛の声かけ・配食運動」を平成8年から推進しています。現在、食事作りに不自由している高齢者や障害のある方々に全国30ヵ所で従業員が温かいお弁当を届けたり、話し相手となったりしています。また平成16年9月には、外出の機会の少ない高齢者の方を本社にお招きし、日本フィルハーモニー楽団員の演奏を楽しみながらの昼食会を開催しました。

なお、全国で活動している市民参加型配食サービス団体に対して、毎年、全国 老人給食協力会の審査に基づき資金助成を行なっています。平成16年度は10の 団体に贈呈しました。



教育

「黄色いワッペン」の贈呈



当社は昭和40年以来、新入学児童を対象に交通安全キャンペーンの一環として 「黄色いワッペン」の贈呈事業に参画しています。

41回目となった平成17年3月には、みずほフィナンシャルグループ・株式会社損害保険ジャパンなどとともに、全国約120万人の新入学児童に交通事故傷害保険付「黄色いワッペン」を贈りました。贈呈式の終了後には恒例となった交通安全教室が開催され、新入学児童の代表たちは、警視庁マスコット「ピーポ君」や騎馬警官と一緒に横断歩道の渡り方を練習しました。

環境

「全国小中学校児童・生徒環境絵画コンクール」に協賛

当社は平成9年より全国小中学校環境研究会が主催する絵画コンクールに協賛しています。 本コンクールは、"みんなでつくろう住みよい町" "みんなで守ろう大切な自然" をテーマに全国の小中学生から作品を募集しています。

平成16年度明治安田生命特別當







中学校の部 津田美香子さん (東京都)

国際協力

「愛と平和のコンサート」の開催

当社は、平成13年から国際ボランティアデー(12月5日)にあわせ、愛と平和の祈りを込めてチャリティーコンサートを実施しています。平成16年12月には、東京丸の内のMY PLAZAホールにおいて、「クラリネット五重奏の調べ」と題して開催し、日本フィルハーモニー交響楽団によるすばらしい演奏が会場に響き渡り、来場者を魅了しました。



会場では、バングラデシュの働く子どもたちへの支援のためのチャリティー募金を 実施しました。

「ジョン万次郎記念センター」の支援

当社は、財団法人ジョン万次郎ホイットフィールド記念草の根交流センターを支援しています。同財団は平成4年に設立され、日米両国の市民が草の根レベルで意見交換をし、交流を行なう



ことを主な目的として事業を推進しています。毎年交互に日米のホスト都市や地域で交流プログラムを実施しており、平成16年度は米国のニューイングランドで開催しました。

「アジアの子供達の絵日記展」

三菱広報委員会(当社は三菱グループの一員 として参加)では、平成2年からアジアの子ど もたちの相互理解と交流を目的に、「アジアの 子供達の絵日記展」を実施しています。

アジアの子どもたちから『絵日記』を募集し、その作品を通して、より深くアジアを理解することや、アジアの子どもたちの国際交流の輪を広げること、そして、識字率の向上を目的に実施しています。

地域貢献

明治安田生命「社会貢献活動基金」の創設

地域貢献活動を支援する目的で、従業員による募金を原資とした明治安田生命「社会貢献活動基金」を平成16年に創設しました。「社会貢献活動基金」は、従業員のボランティア活動への助成や従業員が参加している非営利団体への助成および人道上の災害救援・復興支援のための寄付等を行なっています。

なお、平成16年度に発生した一連の台風による風水害被害に対し、13府県へ義援金の寄付を行ないました。

「新潟県中越地震」「スマトラ沖大地震・インド洋大津波」災害への義援金等の実施



平成16年10月に発生した「新潟県中越地震」および平成16年12月に発生した「スマトラ沖大地震・インド洋大津波」災害に対し、人道上の災害救援・復興支援として、従業員による特別募金を実施するとともに、義援金寄付や支援物資等の提供を行ないました。

また、平成17年2月には、新潟県長岡市で、被災地の親子のみなさま約1,000人をご招待しての社会貢献イベント「ファミリーミュージカル『オズの魔法使い』」を開催しました。

「関西を考える」会の活動

昭和51年以来、地域貢献活動の一環として「ふるさと関西を考えるキャンペーン」を行ない、 毎年、関西の歴史・文化に関する冊子を刊行してきました。

活動30年目を迎える平成17年は、「関西と寺社」と題して6月に刊行しました。25,000あるといわれる関西の神社・仏閣のうち約200について、思い思いに識者が寺社論を語っています。関西の「世界遺産」などに関する市民調査も掲載しています。



財団等の活動

明治安田厚生事業団

昭和37年6月に設立された当財団は、健康な長寿の実現への寄与を目的に、「体力医学研究所」での体力医学に関する社会に開かれた研究と実践活動の実施、健康講演会などの各種「ウェルネス・サポート・コンサルタント」業務の実施、および「健康医科学研究助成」など幅広い活動を展開しています。開設30周年を迎え、すでに35万人が受診されている「新宿健診センター」は、ウェルネス・サポート・コンサルタント業務と連動し、運動習慣を身につける講座や運動検診、各種健康づくり教室などを開催し、受診者のフォローアップにも力を入れた「選ばれる人間ドック」をめざしています。



明治安田こころの健康財団

昭和40年3月に設立された当財団は、設立以降一貫して児童青少年の健全育成、発達障害児の療育に努め、社会から高い評価をいただいています。当財団の具体的事業は、この方面の人材育成をめざした研修事業、研究助成、資料室の運営などのほかに、「子ども療育相談センター」および「すこやか育成相談室」を併設しています。自閉症などの発達障害のある子どもと家族に対する相談や療育と、心理的問題から症状や問題行動を呈する子どもと家族に対する心理相談等を、他の専門機関との連携もとりながら進めています。

また、当財団と全国知的障害養護学校長会で「コミュニケーション支援ボード」を作成し、関係機関の後援を得ながら全国規模で普及活動を進めてきました。平成17年7月には「コミュニケーション支援ボード」の地域での活用好事例が出版物にまとめられ、普及活動をさらに進展させています。



●コミュニケーション支援ボード

明治安田クオリティオブライフ文化財団



平成3年6月に設立された当財団は、クラシック音楽における人材育成および地域の伝統文化の継承、特に後継者育成に対する助成等を行ない、国民生活の質的向上およびわが国の文化の発展に寄与することを目的としています。

平成16年度は新たに音楽分野16件、伝統文化分野36件の助成を行ないました。うち、音楽コンクール開催への助成として、「第73回日本音楽コンクール」作曲部門最優秀者に対し、賞の贈呈を実施しました。

また、当社の32支社において、伝統文化分野36件の助成先の代表者および推薦先の県市町村の来賓を招き、助成金(目録)の贈呈式を行ないました。

明治安田生活福祉研究所

平成3年7月に設立された当研究所は、急速に少子高齢化が進行するなか、年金と健康、医療、介護、また就業や能力開発を含むライフプランニング等の分野を中心に、調査研究を行なっています。その成果は、地方自治体の各種福祉関係計画の策定支援、健康保険組合保健事業支援、退職給付・賃金制度コンサルティング、調査報「クォータリー生活福祉研究」や生活設計白書の発行等を通じて社会に還元しています。

ディスクロージャー

みなさまからの信頼にお応えするため、

ディスクロージャーの充実に努めています。

ディスクロージャー関連資料

当社は、ご契約者から信頼され、社会から信任されるには、経営活動に関する情報開示が重要と考え、昭和54年に、生命保険業界で初めてのディスクロージャー資料を作成し、以降、その内容の充実を図っています。

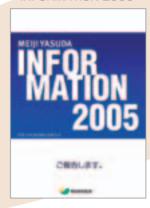
また、当社の経営活動や健全性・業績などをわかりや すく紹介した小冊子「MEIJIYASUDA INFORMATION 2005」を作成し、多くのお客さまにお届けしています。 さらに、「団体年金保険に関するご報告」や「Annual Report 2005」等、目的に応じたディスクロージャー 関連資料も作成しています。

これからも、タイムリーに、わかりやすく、みなさま への情報提供を積極的に行ないます。

●明治安田生命の現況



MEIJIYASUDA INFORMATION 2005



●団体年金保険に 関するご報告



ホームページ

www.meijiyasuda.co.jp

当社ホームページでは、最新の商品・サービスや各種お手続きの方法等について、タイムリーな情報提供を行なっています。

経営活動に関する情報提供として、「明治安田生命の現況」および「MEIJIYASUDA INFORMATION 2005」をご覧いただけるほか、「ニュースリリース」についてもタイムリーに掲載することで、ディスクロージャーの充実に努めています。

また、平成17年5月30日に実施した平成 16年度決算説明会の模様を動画と音声により配信しました。

●明治安田生命ホームページ



デメリット情報の提供

当社は、お客さまが生命保険にご加入される際に、生命保険商品や制度等について知らなかったために不利益を被ることのないよう、デメリット情報の提供や説明を徹底しています。各種商品パンフレットや「ご契約のしおり 定款・約款」に明示し、ご契約のお申し込み時には、とくにご留意いただきたい事項を記載した「特に重要なお知らせ」を交付しています。ホームページにおいては、ご契約時の留意事項等をQ&A形式にてわかりやすく掲載しています。

また、ご契約者への契約に関する情報提供・修正等については、随時対応しています。当社からのダイレクトメールや電話による案内を希望されない場合には、中止請求の受付を行なっています。